

特別顧問に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）定款第40条（委任）の規定に基づき、この法人の特別顧問の委嘱条件等に関して定める。

(委嘱基準)

第2条 理事長は、理事会の承認を経て、業務運営の必要に応じ理事長経験者から特別顧問を委嘱することができるものとする。

(委嘱及び解任の決定)

第3条 特別顧問の委嘱及び解任の決定は、理事会の決議による。

(任 期)

第4条 特別顧問の任期は、2年とする。ただし、特段の事情のない場合は再任とし、任期（年度）を更新するものとする。

(職 務)

第5条 特別顧問の職務は、理事長からの特命とする。

(報 告)

第6条 特別顧問は、職務遂行にあたり、適時に、理事長にその内容を報告する。

(勤 務)

第7条 特別顧問は、非常勤とする。

(報 酬)

第8条 特別顧問は、無報酬とする。

(退職手当)

第9条 特別顧問には、退職手当を支給しない。

(費 用)

第10条 特別顧問の職務の遂行に当たって負担し若しくは必要となる費用については、これを支払うものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。